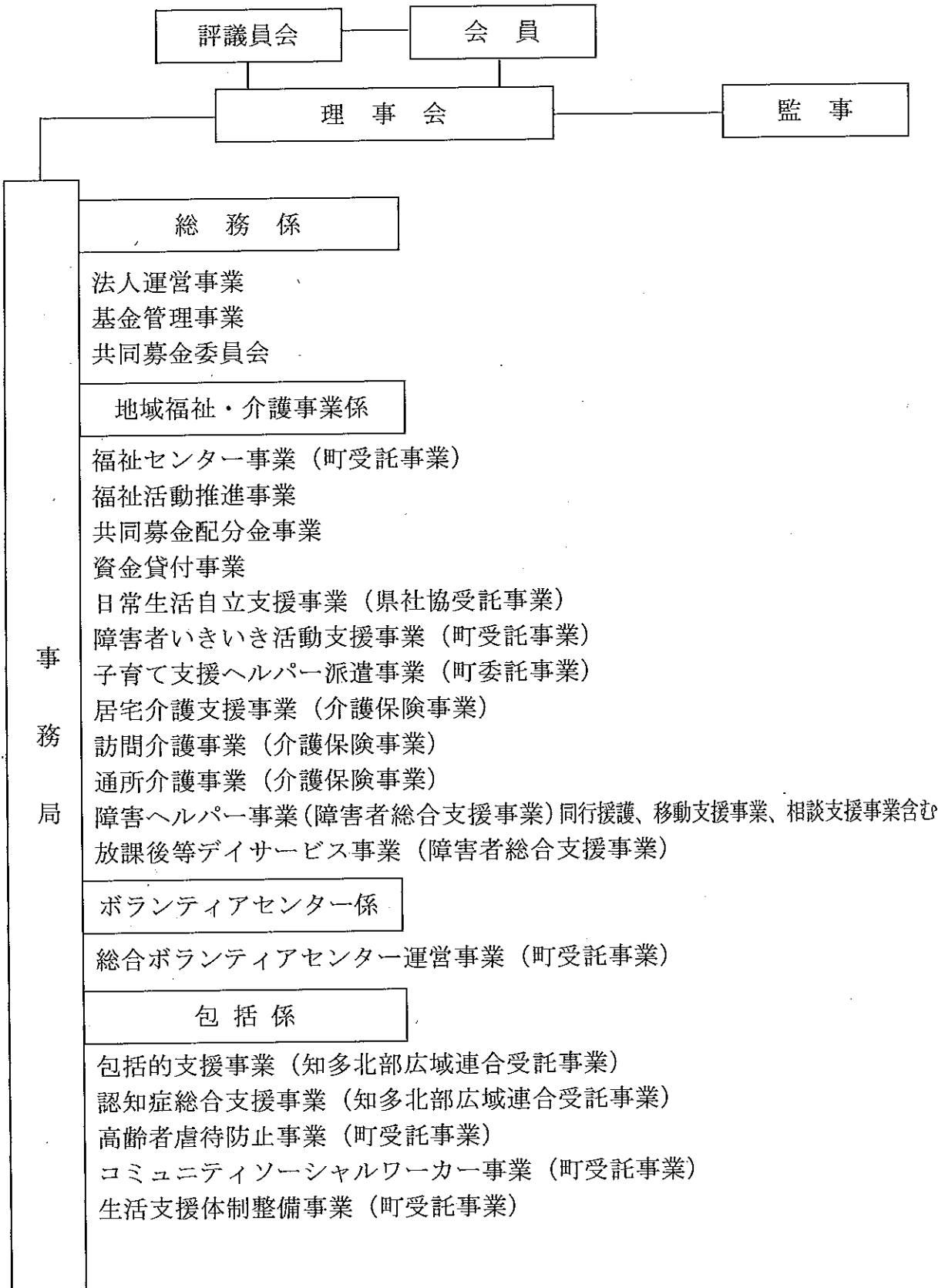


# 平成 29 年度 事業計画

社会福祉法人 東浦町社会福祉協議会

# 第1 法人運営事業

## 1 組織 平成29年度東浦町社会福祉協議会 組織



## 2 会員・会費

目標額 7,987 千円

|         |           |                |             |
|---------|-----------|----------------|-------------|
| 個人会費    | 500 円     | 目標 13,297 世帯   | 6,648,000 円 |
| 法人・団体会費 | 4,000 円以上 | 目標 270 法人、7 団体 | 1,294,000 円 |
| 賛助会費    | 1,500 円以上 | 目標 30 件        | 45,000 円    |

## 第2 基金運営管理

基金の安全な運営を行います。(平成 27 年度末)

|            |              |
|------------|--------------|
| 運営基金       | 37,787,733 円 |
| 退職手当基金     | 29,399,435 円 |
| 福祉基金       | 20,172,051 円 |
| 介護事業基金積立預金 | 8,705,863 円  |
| 備品等購入積立預金  | 15,399,808 円 |

## 第3 福祉センター運営事業

7,595 千円

「東浦町福祉センター条例」を遵守し、住民に各種の福祉サービス・福祉情報の提供等を行い、福祉の増進・福祉意識の高揚を図り、利用しやすい施設として、快適に利用できるよう努め、公平な運営を行います。

## 第4 福祉活動推進事業

4,279 千円

### 1 広報

(1) 社会福祉協議会広報紙「ひがしうらのふくし」の発刊(年 12 回)

手にとって見ていただけることを最優先し、少しでも多くの方に愛読いただけるよう努めます。

(2) 「声の広報」の発刊(年 24 回)

音訳ボランティアグループアイアイに依頼し、「広報ひがしうら」、「ひがしうらのふくし」「議会だより」等を音声化し、視覚障害者宅へ届けます。

(3) ホームページ運営

より多くの方に見ていただけるよう、随時情報を更新します。

### 2 福祉教育

(1) 福祉教育セミナー

学校、地域の活動者、社協の 3 者の意識の統一を図っていくことを目的とし、小学校、中学校、高校の教諭および、地域での活動者を対象とした福祉教育セミナーを行います。

福祉教育分野における有識者を講師として招き、福祉教育の現状・福祉教育を行う意義・必要性等を講義していただきます。

### 3 法外援護

#### (1) 緊急一時資金の貸付

一時的に生活困窮に陥った方に資金貸付を行うと共に、生活困窮に陥った原因、日常生活上の問題・課題を把握し、生活改善に向けた総合的な支援を行います。

貸付限度額 2万円

#### (2) 行旅者旅費援助

行旅者に必要最低限の旅費（500円を限度）を援助します。

### 4 福祉用具のリサイクル

不要となった福祉機器・福祉用具について、必要とする方へのリサイクルのための調整を行います。

### 5 家計支援事業

生活困窮者の家計相談支援を実施します。生活状況を相談者とともに見直し、家計収支の安定を図り、生活困窮を脱するための支援を行います。

### 6 身体・知的障害者更生相談事業

身体・知的障害のある方が、こころ豊かな生活を送ることができるよう本人や家族などとの面接・相談を行います。また、必要に応じて各関係機関の支援に繋げていきます。相談は障害者（児）相談員が実施します。

・身体障害者更生相談（奇数月の第1日曜日に実施 予約制）

・知的障害者更生相談（偶数月の第1火曜日に実施 予約制）

### 7 ひきこもり対策事業

不登校やひきこもりの方、その家族が抱える問題や悩みを聞き取り、必要な支援に繋がります。また、相談者が社会へ出るための一歩を踏み出す力を蓄えられるようなこころ安らげる場所の提供を行います。

#### (1) 居場所の運営

#### (2) 若者こころ相談（臨床心理士相談）

### 8 認知症地域支援事業

認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の認知症支援体制を構築する仕組みづくりを進めます。

#### (1) 認知症初期集中支援チームモデル業務

#### (2) 徘徊探索模擬訓練

#### (3) 認知症カフェの開設、既存の認知症カフェの現状把握、連絡調整及び後方支援

#### (4) 認知症サポーターフォローアップ講座の開催

#### (5) 認知症サポーターフォローアップ講座受講者の把握、支援及び助言

#### (6) 認知症支援推進に関する講演会の開催

#### (7) 認知症ケアパスに関する普及啓発

#### (8) 介護サービス事業者等向けの研修会の開催

## 9 居場所事業

身近な方と交流を深め、自分を必要としてくれる居場所、自分たちが活躍することができる居場所を推進します。

- (1) 常設の居場所づくり
- (2) ふれあいサロン及びふれあいサロン連絡会の活動支援
- (3) 脳トレサロン
- (4) うたごえサロン
- (5) 情報発信事業

## 10 発展強化計画策定及び進捗管理

平成 29 年 6 月の計画策定及び実施に向けて進めます。また、完成後は適切な進捗管理を行います。

## ⑩ 11 福祉団体地域貢献活動支援事業

社会福祉法人の地域貢献活動の推進を目指し意見交換会、勉強会を実施し連携を図ります。

## ⑩ 12 コミュニティソーシャルワーカー連携事業

コミュニティソーシャルワーカーと地域福祉・介護事業係が連携し、双方が発掘した地域でのニーズに対して協力して問題解決に当たります。情報共有や対応方法の検討を行うことでより良い支援体制を構築します。

## 第 5 総合ボランティアセンター事業

2,692 千円

### 1 総合ボランティアセンターの運営に関する業務

- (1) 総合ボランティアセンターの運用管理業務（施設利用者の管理、備品類の保守・維持管理・調達）
- (2) ボランティア・市民活動者及び団体の登録業務
- (3) ボランティア保険受付業務
- (4) 運営委員会に関すること
  - ① ボランティアセンター事業評価
  - ② アンケート、ニーズ調査（来館者・登録ボランティア）

### 2 ボランティア・市民活動に関する相談・連絡調整業務

- (1) ボランティア・市民活動に関する相談窓口業務
- (2) コーディネート業務
- (3) 各種助成に関する相談への対応等
- (4) 団体・企業等の社会貢献・地域活動への協力
- (5) なないろいろいろ（パソコン操作、チラシ作成、つながるねットの操作についてのミニ講座）
- (6) NPO に関すること（月 2 回の相談日を設定）
- (7) 福祉施設ボランティア担当者会議に関すること（年 1 回開催）

### 3 ボランティア・市民活動に関する情報の収集・提供業務

- (1) 総合ボランティアセンターの周知に関すること  
センターの周知を図るために定期的なイベントを開催します。また、関係機関のイベント等へも積極的に出張します。
- (2) ボランティア・市民活動情報の収集・提供及び助言
- (3) 市民活動情報サイト「かりや衣浦つながるねット」の管理運用業務  
「かりや衣浦つながるねット」を利用し、ボランティア・市民活動に関心がある方への情報発信を行います。
- (4) なないろホームページの管理運用業務  
なないろ専用のホームページを利用し、ボランティア・市民活動に関心がある方への情報発信を行います。
- (5) なないろ Facebook の運用業務  
なないろ専用の Facebook を利用し、ボランティア・市民活動の情報を提供します。
- (6) 社協広報紙「ひがしうらのふくし」への情報掲載に関すること  
社協広報（全戸配布）の紙面を用い、ボランティア・市民活動情報の提供を行います。
- (7) ボランティア・市民活動かわらばんの発行に関すること（年2回発行）
- (8) 各種資料、図書等の収集並びに掲示、配架業務

### 4 ボランティア・市民活動に関する人材育成・交流業務

- (1) 各種講座・研修の企画・運営  
ボランティア・市民活動につながる人材の発掘、育成及びボランティア・市民活動意識の醸成を目的とした講座を実施します。
  - ①生活支援サポーター養成講座（指定管理事業・包括係共催）  
モデル地区を定め、地域での互助活動ができるしくみをつくりつつ、実際にお手伝いできるサポーターを養成します。
  - ②お話相手ボランティア養成講座（指定管理事業）  
ここ最近のニーズは自宅でのちょっとした見守りと話し相手であるため、このニーズに対応できるボランティアの養成を行います。同時に、自宅に活動に行くことでのリスクもあるため、リスク回避のためのしくみを同時に作りします。
  - ③レクリエーションリーダー養成講座（社協独自事業・福祉課共催）  
福祉課が平成30年度から実施予定の地区リハの協力者となってもらえる、レクリーダーを養成します。
  - ④セカンドライフ・カレッジ（社協独自事業）  
定年退職等によってライフサイクルの変化が予測される方を対象とした、セカンドライフ（またはその先のサードサイクル）の過ごし方を提案する連続講座とします。
  - ⑤その他、必要とされる講座（社協独自事業）  
他機関から共催を持ち掛けられた場合に、内容が有効であれば実施していきます。他法人などから、人材育成に関する協働開催の希望があれば柔軟に対応していきます。

⑥傾聴・コミュニケーション講座（社協独自事業）

聴く力、伝える力を向上させる手法や考え方を学ぶための講座

⑦車座（指定管理事業）年6回開催

社会問題や地域の抱える課題など特定のテーマを決め、ゲスト講師の話聞き、参加者同士の共感・共有、気づきを目的とした講座

(2) ボランティア・市民活動者・団体の交流の場の企画・運営

ボランティア自身で企画し、地域へ啓発、PRする研修会（交流会）を実施します。手あげ方式で行い、企画をしてみたいボランティアを募り実施します。

(3) 七色茶房（休館日を除く毎月7日）

(4) ボランティアサポーターの育成・支援

(5) 親子向け地域の遊び場事業わくわく広場（年11回開催）

(6) おもちやのかえっこバザール（年1回開催）

5 ボランティア・市民活動団体支援協力

(1) ボランティア・市民活動応援事業

ボランティア応援事業（運営・事業費サポート）上限額10,000円/1事業  
活動者自身の気づきをもとに、地域住民へボランティア・市民活動を広める企画に対して支援します。（全10事業）

(2) 活動に必要な経費等に関する相談、助言等（各種助成金の案内、手続きの助言等）

(3) 団体の組織運営等に関する相談、助言等

6 防災・災害救援事業

(1) 災害時の有資格者ボランティア把握

大規模災害に備え必要となる、地域の保健、医療、福祉等の専門家の把握及び事前登録を行います。

(2) 災害ボランティアコーディネーター養成講座

大規模災害に備え、災害救援ボランティアセンター運営のためのコーディネーターを養成します。なお、平常時には地域の減災活動に取り組むボランティアとして位置付けます。

7 福祉教育・ボランティア学習事業

ボランティア・市民活動や、地域活動が必要という意識はあっても、なかなかそれが実践へと結び付かないことから、地域における意識の醸成のため、学習や福祉教育の機会を提供します。

(1) ちょボラ事業

児童・生徒の長期休暇期間を利用した福祉施設、団体等での体験プログラムを調整し、参加者の福祉のこころを育みます。

(2) にじいろフェスタ出展

イベントを有効活用し、ボランティア・市民活動に関する情報提供を行うとともに、ボランティア活動の必要性や啓発活動等を行います。

- 8 家庭ボランティア事業（共催 社会福祉法人相和福社会「風の色」）  
 児童養護施設で生活する児童が、心身ともに健やかに成長する機会として、一般家庭における生活を体験すると共に、地域住民の施設への理解を深め、地域との連携を推進します。春期・夏期・冬期に各2週間程度の期間を設け実施します。また、実施後は、家庭ボランティア交流会を行い、活動の振り返りを行います。

## 第6 障害者いきいき活動支援事業

2,237千円

在宅の障害者等が創作的活動、機能訓練等を行うことにより、その自立を図るとともに地域でいきいきと生活することができるように支援します。

講座内容

| 開催日 | 午前          | 午後   |
|-----|-------------|------|
| 月   | サウンドテーブルテニス | パソコン |
| 水   | 俳句（隔週）      | 体操   |
| 木   | 絵手紙         | 絵画   |
| 金   | 切り絵         | 機能訓練 |

## 第7 共同募金配分金事業

7,550千円

募金活動 10月1日～12月31日（歳末たすけあい募金12月1日～）

にじいろフェスタ及び町内大型店舗での街頭募金活動

啓発活動 小中学校へポスター・書道を募集し、にじいろフェスタで掲示するとともに福祉センターやイベントにてカプセル自動販売機の設置を行います。

### 1 高齢者福祉

#### (1) 敬老事業

特別養護老人ホームを訪問し激励金を贈呈します。（9月）

#### (2) ひとり暮らし高齢者等見守り事業

65歳以上で見守りが必要なひとり暮らし高齢者等に対して電話掛けをし、安否を確認します。

#### (3) 福祉団体活動支援

老人クラブ連合会、ふれあいサロン連絡会に助成を行うとともに、団体の自立に向けた活動支援を行います。

#### (4) ふれあいサロン運営費助成

継続的なサロン運営のために、登録サロンへの運営費及び新規サロン立ち上げ準備費用の助成を行います。



## 2 障害者福祉

### (1) 障害者更生表彰

自立更生している障害者を表彰、記念品を贈呈します。

### (2) なかよし学園親子支援

知的障害児を持つ親同士が、子育ての悩み等を語り合えるサロンを開催します。

協力 東浦町手をつなぐ育成会ふれんず  
ボランティアグループSmile

### (3) 障害者フライングディスク支援

障害者スポーツの中でも普及しているフライングディスク競技の活動場所を提供し、障害者の外出の機会、体力づくり、社会参加を支援します。

協力 あいち障害者フライングディスク協会

### (4) 地域ワーク支援

障害者授産施設へ軽作業等の業務を依頼し、障害者に対する職業支援を行います。

業務内容：社協会費案内の封筒詰め作業  
ふれあい運動会資料の製本作業  
共同募金運動案内の封筒詰め作業  
共同募金運動の資材仕分け及び募金箱組み立て作業  
ちょボラ資料の製本作業

### (5) 福祉車両の貸出し

車いす使用者や、公共交通機関を利用することが困難な方の外出の利便を図るため福祉車両の貸出しを行います。

貸出福祉車両 普通ワゴン車1台、軽自動車3台

### (6) 福祉団体活動支援

身体障害者福祉協議会、手をつなぐ育成会ふれんずに助成を行うとともに、団体の自立に向けた活動支援を行います。

## 3 児童・母子父子福祉

### (1) 優良児童・生徒の表彰

平成29年5月10日 知多郡優良児童等顕彰式

### (2) 福祉団体活動支援

母子寡婦福祉会の運営費助成及び団体の自立に向けた活動支援を行います。

### (3) 赤ちゃん訪問事業

乳児のいる家庭を対象に主任児童委員が訪問しお祝い品を贈呈します。

### (4) 子育てイベント事業

子育て支援センターうららんにおいて実施される「うららんフェスタ」の支援を行います。子育て支援センターと共同し企画・運営の協力、社協企画の実施等を行い、子育てに頑張るお父さん、お母さんとその子どもが楽しく安心して過ごせる場所の提供や支援を行います。

#### 4 福祉援助・育成

##### (1) にじいろフェスタ

福祉団体、福祉施設、ボランティア、地域活動者、学校関係者が協力・協働し、子どもから高齢者、障害者、外国人など誰でも参加でき、楽しみながら福祉について学ぶことのできるイベントを開催します。

##### (2) 地域福祉活動助成事業

「地域を元気に」「町に不足しているものを町民の手で実現する」を目的に公開プレゼンテーション方式により町内で活動する団体へ助成を行います。

##### (3) 福祉の店フクシア運営支援

イオンモール東浦内にある福祉の店フクシアに対し、安定した運営を支えるために共益費の一部を補助します。

##### (4) 子どもの貧困対策事業

困窮する子どもに対し、家庭や学校以外の居場所をつくり、そこで出会う大人とともに自己肯定感を高めていけるよう支援します。学校教育課、児童課とも連携を図りながら進めていきます。

##### (5) 歳末福祉映画事業

今後の地域福祉の推進には、福祉に興味関心をもっていただくことが必要不可欠です。また、幼いころからの福祉教育や、地域や大人への福祉の啓発も必要となります。そのきっかけづくりの一つとして、老若男女に鑑賞していただける福祉映画を上映します。

##### (6) 地域ふれあい事業

地域における問題、課題を調査し、地域と共に解決に向けた意識付けを促す講座や勉強会を実施します。また、どんな方にも優しいまちづくりを目指し、地域住民が問題、課題に対して他人事として捉えるのではなく我が事として捉え、問題解決に取り組んでもらえるよう、福祉への意識付けを促すことを目的としたイベントや交流会を実施し、福祉への関心や理解、知識を持っていただけるよう働きかけます。

##### (7) 第24回ふれあい運動会

福祉施設入所者及び在宅障害者の生きがいと健康づくりを図ることを目的とし、ふれあいと交流を深められるよう、運動会を実施します。

開催日 平成29年10月7日(土)

開催場所 東浦町第1グラウンド

主催 ふれあい運動会実行委員会

内容 玉転がし始め8種目及びレクリエーション

参加団体 福祉施設、手をつなぐ育成会ふれんず、身体障害者福祉協議会、ボランティア等

##### (8) 福祉協力校事業

助成額 小中高等学校(社協指定11校) 上限額80,000円/校

内容 小中高等学校に助成金を交付し、福祉教育を推進します。

(9) 福祉実践教室

内 容 小・中・高校生が様々な体験を通じて、助け合いや福祉について学べるよう、講演会や体験講座を実施します。

科 目 視覚障害者ガイドヘルプ、点字、サウンドテーブルテニス、車いす、要約筆記、手話、身体障害者理解、知的障害者理解、精神障害者理解、生命について、自閉症理解、高齢者疑似体験、妊婦体験、認知症サポーター養成講座、防災講座

⑧ (10) 食料支援事業

認定 NPO 法人セカンドハーベスト名古屋と事業協定を結び、食料が無い生活困窮者に対して、相談から次の支援につながるまでの間、食料提供を行います。

第 8 資金貸付事業

2,092 千円

1 つなぎ資金

一時的に生活困窮に陥った世帯に資金貸付を行うと共に、生活困窮に陥った原因、日常生活上の問題・課題を把握し、生活改善に向けた総合的な支援を行います。

対 象 者 低所得世帯

貸付限度額 10 万円

貸付原資 200 万円 (うち 60 万円は町出資金)

長期未償還者への対応として、対象者の状況把握及び償還指導を行うとともに必要に応じ債権整理を行います。

2 生活福祉資金 (愛知県社会福祉協議会)

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付と相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援します。なお、生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し、効果的、効率的な支援を実施します。

対 象 者 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

貸付資金の種類 福祉資金始め 4 種類

貸付原資 愛知県社会福祉協議会

第 9 日常生活自立支援事業

162 千円

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でない方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、金銭の管理、物品の管理等の支援を行います。

## 第10 介護保険事業

71,229 千円

社会福祉協議会が行う介護保険事業として、質の高いサービスを追求し、だれもが地域の中で安心して生活できるように利用者及び家族・介護者を支援していきます。また、他部署、他事業所、関係機関、行政等の多職種と連携しながら事業を実施します。

生きづらさを抱える方たちの支援も社会福祉協議会としての専門性を生かし対応していきます。

地域包括ケアシステム構築のためのネットワークづくりを推進していきます。財政基盤の強化のために、毎月経営会議を行い経営の安定性を図ります。

### 1 居宅介護支援事業

#### (1) 介護保険法令に従った居宅介護支援

①居宅サービス計画書作成及び見直し

②介護予防支援計画書作成及び見直し（受託）

③介護サービスに係る連絡及び調整、各機関との連携

#### (2) 介護認定調査業務の受託（広域連合・広域連合外含む）

#### (3) 地域包括支援センターと連携し、地域包括ケアシステム構築のためのネットワークづくりを推進していきます。

### 2 訪問介護（介護予防訪問介護）事業

ホームヘルパー派遣を行うことにより、本人及び家族が安心して在宅生活を送れるように必要なサービスの提供と援助を行います。

要介護度4・5の利用者を積極的に支援し、在宅療養、在宅介護を支えます。

### 3 子育て支援ヘルパー派遣事業

妊産婦等対象に産褥期等生活支援を必要とする時期に、ヘルパーを派遣します。

### 4 地域密着型通所介護（介護予防通所介護）事業

地域との連携や運営の透明性の確保をし、柔軟な事業運営を行っていきます。少人数の利点を生かし、個別ニーズに対応します。他施設では受入れが敬遠される医療依存度の高い利用者、生きづらさを抱える利用者の受入れをし、在宅療養、在宅介護を支えます。

## 第 11 障害者総合支援事業

38,602 千円

障害のある方が地域の中で安心して生活できるように、サービスの提供や相談援助、情報提供を行います。

また、他部署、他事業所、関係機関、行政等と連携しながら事業を実施します。

生きづらさを抱える人たちの支援も社会福祉協議会としての専門性を生かし、対応していきます。

財政基盤の強化のために、毎月経営会議を行い経営の安定性を図っていきます。

### 1 居宅介護・重度訪問介護事業（同行援護事業含む）

支援を必要とする障害児・障害者宅にヘルパーが訪問し、サービス（身体介護・生活援助）を提供します。

### 2 地域生活支援事業（移動支援事業）

外出の為の支援が必要な障害児・障害者に、サービス（外出介護・外出支援）を提供します。

### 3 相談支援事業（特定相談・障害児相談）

障害児・障害者への生活支援を行うために、サービス等利用計画書の作成・相談援助を行います。

### 4 放課後等デイサービス事業

障害児（小学生～中学生）の授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他日常生活における基本的な生活習慣を習得し、集団での関わりを学び個々の能力が伸ばせるよう必要な支援を行います。

## 第 12 包括的支援事業

55,688 千円

### 地域包括支援センター（高齢者相談支援センター）

地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその方らしい生活を継続することができるように、介護保険制度等によるフォーマルのみならず、その他のインフォーマルな多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的及び継続的に支援する地域包括ケアの中心的役割を果たします。

### 1 総合相談支援業務

高齢者やその家族からの相談を受け、適切なサービスに繋がります。相談の内容によって、サービス、制度に関する情報提供や関係機関への紹介をします。

## 2 権利擁護業務

認知症がある高齢者の保護や虐待の防止・早期発見等、高齢者が「自分らしく尊厳ある生活」を送られるよう取り組んでいきます。

## 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者の心身の状態が変化しても、適切なサービスを継続して利用できるように、地域の医療施設等と連携します。また介護支援専門員の支援を行っていきます。

## 4 介護予防ケアマネジメント業務

フレイルチェックによる介護予防把握事業（一般介護予防事業）により閉じこもり等の何らかの支援を必要とする方を把握し、基本チェックリストを実施します。サービス事業対象者や要支援者に介護予防ケアマネジメントを実施し、介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）の勧奨、利用に繋げ介護予防に努めます。また、要支援者の介護予防サービス（予防給付）が適切に提供されるよう支援します。

# 第 13 認知症総合支援事業

6,800 千円

認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

## 1 ネットワーク構築業務

東浦町地域包括ケア推進会議の認知症施策部会（認知症地域支援体制のネットワーク会議）の開催、認知症の方が所在不明になった場合の徘徊捜索模擬訓練による見守りネットワークの構築

## 2 相談支援業務

認知症ケアパスを用いての認知症の方と家族の相談、認知症初期集中支援チームのモデル業務の実施

## 3 認知症対応力向上業務

介護保険施設職員向けの認知症対応力向上研修の開催

## 4 認知症の方と家族に対する支援業務

認知症カフェ等での認知症の方と家族に対する支援、若年認知症の方と家族の把握、既存の認知症カフェの現状把握、連絡調整及び後方支援

## 5 認知症ケアに携わる多職種協働のための研修業務

認知症フォーラムや多職種協働研修の開催

## 第14 高齢者虐待防止事業

3,270 千円

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活していくため、高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応並びにその後の高齢者本人及び養護者への適切な支援を行っていきます。

- 1 ネットワークの構築  
東浦町高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会の開催
- 2 啓発活動  
高齢者虐待防止研修会の開催、社協広報等による虐待防止の啓発
- 3 虐待相談・通報・届け出への対応  
相談、通報、届け出窓口の設置、相談受付票の作成、相談・通報内容の情報共有（行政）、関係機関へのつなぎ、相談・通報受付時における緊急性の判断と虐待有無の判断
- 4 事実確認・立入調査  
関係者、関係機関からの情報収集、訪問調査
- 5 支援方針の決定  
コアメンバー会議の開催、緊急性や虐待有無の判断、支援方針の決定
- 6 支援の実施  
被虐待者及び養護者への相談支援、成年後見制度の利用支援
- 7 モニタリング  
モニタリング会議の開催（3ヶ月に1回）、虐待終結の判断

## ⑨ 第15 コミュニティソーシャルワーカー事業

5,937 千円

さまざまな生活課題を抱えた住民が、安心して暮らし続けるためには、早期に相談へつなげることが、解決の第一歩となります。コミュニティソーシャルワーカーは地域に出向き、声なき声を拾い、必要な支援につなぐことを担っていきます。

第2層（日常生活圏域）にコミュニティソーシャルワーカー（生活支援コーディネーターを兼務）を配置します。

- 1 要援護者に対する見守り・発見・つなぎのネットワークづくり
- 2 要援護者又は家族等に対する相談への対応
- 3 地域住民活動との協働と支援
- 4 新たなサービスや仕組みの開発
- 5 地域福祉計画等の推進への協力

## ⑧ 第16 生活支援体制整備事業

9,200千円

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、多様な事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図ります。

第2層（日常生活圏域）に生活支援コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカーを兼務）を配置し、第1層（町全域）の生活支援コーディネーター、地域包括支援センター及び関係機関等と連携し次の業務を行います。

- 1 生活支援サービス等の提供状況及び社会資源の実態把握
- 2 資源開発
- 3 関係者間のネットワーク構築
- 4 ニーズと取り組みのマッチング
- 5 東浦町地域包括ケア推進会議の地域生活支援部会（協議体）の開催協力
- 6 第2層（日常生活圏域）での協議体の設置